

令和3年(2021年)4月7日

保護者様

真庭市立勝山中学校

校長 近藤 美沙子

学校給食に係る新型コロナウイルス感染症発生時の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただくとともに、毎朝の検温等生徒の健康管理に大変なお力添えをいただきありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、「学校給食に係る新型コロナウイルス感染症発生時の対応」を次のとおりといたします。つきましては、対応についてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況によって対応を変更する可能性があることを申し添えます。

1 学校給食職員の自宅待機と調理業務の休止について

- 学校給食調理場職員が感染者になった場合は、施設の消毒作業により、調理業務を休止するため必要な期間について給食の提供は休止となります。
- 学校給食調理場職員が濃厚接触者になった場合、自宅待機等の対応により調理に必要な人数の確保ができない時は、給食提供ができなくなることがあります。

2 調理業務休止となった場合

■調理業務の休止によって給食の提供ができなくなった場合

- ・学校の状況に応じて、【弁当持参】または【午前授業】の対応とします。

※給食提供できなかった分の給食費は徴収しません。

3 給食調理業務の再開等について

- 学校給食調理場の調理業務の再開と、給食の提供については、保健所等の指示によって行います。

※緊急の事態が発生した場合は、学校からウサギメール等で連絡をします。